

登記情報システムに係るプロジェクトの推進について
【登記事項証明書添付省略に関する実施計画】
(概要)

デジタル庁・法務省
2024年（令和6年）3月改定

登記事項証明書の添付省略に関する取組の経緯

取組の背景

行政機関等への各種手続の添付書類として商業・法人及び不動産の登記事項証明書を求めているものが数多く存在
⇒これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が利用者の負担に

取組の経緯

2020年度	運用開始	国の機関を対象として「登記情報連携」の運用を開始
2021年度	重点計画 ^{※1} 策定	登記事項証明書の添付省略に関する施策は、法務省とデジタル庁が共同で進める登記情報システムに係るプロジェクトとして取り組む
	実態調査	デジタル庁は、法務省の協力を得て、地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査（対象は22団体）を実施
	実施計画策定	2022年3月、デジタル庁と法務省は「 登記事項証明書添付省略に関する実施計画 」を取りまとめ
2022年度以降 ^{※2}	取組の実施	実施計画に基づき、地方公共団体でも登記情報連携の先行運用を開始するなど、登記事項証明書の添付省略を推進するための取組を実施中

※1 デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）

※2 デジタル庁は、法務省と連携し、登記情報を公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）として整備するとともに、当該公的基礎情報データベースの利用を促進するための改善を行うこととし、そのための検討を進めている。2025年度（令和7年度）以降、デジタル庁は、法務省と連携し、現行の登記情報連携とは異なる新たな情報連携機能の仕組みの中で、当該公的基礎情報データベースを整備・改善していくことを通じて登記事項証明書の添付省略を推進していくことを予定している。

国の行政機関における添付省略の取組

これまでの取組

運用開始後の状況 (2021年10月末時点)

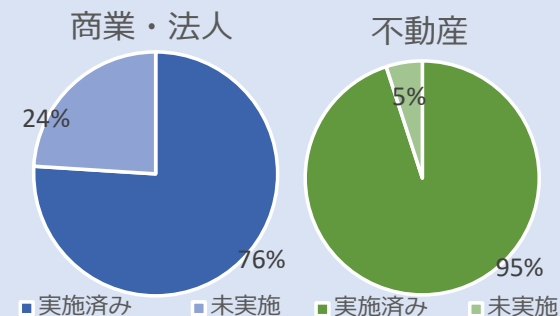
2020年10月の運用開始から1年が経過した2021年10月末時点で、**添付省略の実現に至っていない手続が多数存在**

登記情報連携の利用促進を継続的に実施 (2022年3月以降)

- 検討状況の確認**
 申請件数が多い手続を所管する省庁を対象に添付省略に係る検討状況を確認
- ヒアリングの実施**
 添付省略の実施時期が未定の省庁に、手続の実態等に係るヒアリングを実施

利用促進の結果 (2023年時点)

添付省略又は不要化を実施済み(※)の割合
商業・法人:約76%、不動産:約95%



今後の取組

2024年度以降に登記情報連携を利用開始予定の手続

手続名	所管省庁	利用開始予定時期
・自動車の変更登録	国土交通省	2024年10月
・自動車特定整備事業者の氏名等の変更届出 ・自動車特定整備事業の譲渡の届出	国土交通省	2025年度中

⇒引き続き、登記情報連携の利用促進を行い、添付省略を推進

※登記事項証明書の添付を求めることとなっている法令に基づく手続のうち、登記事項証明書の添付省略又は不要化を実施している手続の割合（申請件数ベース）

地方公共団体における添付省略の取組

① 登記情報連携の先行的な実施に関する取組

これまでの取組

2021年度実態調査

地方公共団体においても、法令で登記事項証明書の添付を求めている手続が多く存在することが確認
→ 登記事項証明書の添付に伴う利用者の負担が生じていることが明らかに

先行運用の開始

2023年2月以降、順次、**広島市、東京都、和歌山県、ひたちなか市、川崎市**で、登記情報連携の利用を**先行的に開始**

課題の把握

5団体での登記情報連携の利用に関し、**以下の課題**が明らかに

- ① 添付省略が可能となっても、**依然として、登記事項証明書が添付されてしまう例**がある
- ② 添付を求めている手続のうち、**登記情報連携の利用が開始されていない手続が依然として多数**存在

今後の取組

5団体の課題を踏まえ、今後、登記事項証明書の添付省略を更に推進するため、**以下の対応**を行う。

地方公共団体の対応

課題	対応
課題①	利用者への周知 ・開始前の周知期間の確保 ・開始後に証明書を添付した利用者への個別案内等の周知
	解決策の実施 証明書が添付されてしまう 原因の分析及び解決策の実施
課題②	団体内の周知等 原課への利用開始に向けた 周知及び働きかけ（導入事例紹介等）
	解決策の実施 登記情報連携を利用しない 原因の分析及び解決策の実施

デジタル庁・法務省の支援

課題解決支援
(助言、好事例紹介等)

関係省庁と協力した
支援策

地方公共団体における添付省略の取組

②全国的な利用拡大に向けた取組 1/2

これまでの取組

2021年度実態調査

全ての地方公共団体で登記情報連携を利用した場合には、現行システムではリソースが不足する可能性

実施計画 に基づく対応

2023年度に、全国的な利用拡大に当たって必要となるリソースに関する調査・分析を実施

- ① 登記事項証明書の確認が必要な手続に関するアンケート調査（約200団体）
- ② 登記事項証明書の添付省略に関する要望、課題等に関するヒアリング調査（約20団体）

調査の結果

①アンケート調査の結果

・添付を求めている手続の申請件数等について多数の団体から回答が得られた一方で、回答が得られなかった手続も相当数存在
→ 調査結果を活用しつつ、**利用件数の規模についてより精緻な推計が必要**

②ヒアリング調査の結果

- ・複数の団体で、**利用者から「登記事項証明書を含む書類の準備が大変」などの相談**を受けていることが明らかに
- ・登記情報の検索、確認等により、**職員の業務負荷が増加するのではないかといった不安の声**
- ・**公用請求**による登記事項証明書の取得が必要な手続において**登記情報連携の利用に係る要望が多数**

今後の取組

これまでに30を超える地方公共団体から登記事項証明書の添付省略に関する要望が寄せられている

→ これまでに把握した課題、要望等を踏まえ、**2024年度以降、以下の取組**を行う

情報の精緻化

アンケート調査結果等を活用し、システムの**性能設計に必要な情報の更なる精緻化**

要望等への対応

ヒアリング調査で出た**業務負荷の不安や公用請求に関する要望への対応**について引き続き検討

利用対象の拡大

現行システムで対応可能な範囲内で、**登記情報連携の利用対象団体を拡大**（詳細は次頁参照）

地方公共団体における添付省略の取組

②全国的な利用拡大に向けた取組 2/2

2024年度の利用拡大の詳細

1. 対象手続 法令により、登記事項証明書の添付を求めている手続

